

計 画 書

鹿児島都市計画下水道の変更（鹿児島市決定）

鹿児島都市計画鹿児島市公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更し、同公共下水道「4. ポンプ施設」に野呂迫中継ポンプ場ほか3箇所を次のように追加する。

2. 排水区域

「排水区域は別紙のとおり」

（備考）面積 約7,711ha（うち処理区域 約7,711ha）

4. ポンプ施設

名 称	位 置	面 積	備 考
野呂迫中継ポンプ場	鹿児島市下田町	約 840 m ²	
下荒田雨水ポンプ場	鹿児島市下荒田一丁目	約 240 m ²	
桜川第1雨水ポンプ場	鹿児島市小松原二丁目	約 90 m ²	
桜川第2雨水ポンプ場	鹿児島市東谷山三丁目	約 130 m ²	

「区域は別紙のとおり」

理 由

本市の公共下水道事業は、市中央部の300haについて、昭和33年1月に都市計画決定を行い、その後数回にわたる区域の拡張を続け、現在では、市街化区域の88.5%に当たる約7,485haについて都市計画決定を行って下水道の整備を進めている。

平成20年度末の整備状況は、汚水については、整備面積6,713haで、都市計画決定を行っている区域(以下「排水区域」と言う。)に対して89.7%の整備率となっており、雨水については、整備面積4,999haで66.8%の整備率となっている。

なお、「鹿児島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」では、「汚水対策については、市街化区域内において公共下水道の整備に努め、浸水対策については、河川事業と連携を図りつつ、総合的な治水対策を図る。」と位置付けている。

今回の変更は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除等を図るため、吉野地区(1～5)、清和地区、光山地区及びマリポートかごしま1期1工区ほか14地区を排水区域に追加するものである。

また、排水区域の拡大に伴い、自然流下での汚水の排除が困難な区域に対応するため、野呂迫中継ポンプ場を追加するとともに、平成16・17年度の台風接近時の高潮により浸水被害が発生した下荒田地区及び桜川地区における浸水対策を図るため、下荒田雨水ポンプ場、桜川第1雨水ポンプ場及び桜川第2雨水ポンプ場をポンプ施設に追加するものである。